

## 医療安全管理指針

改訂 平成25年7月  
日本大学松戸歯学部附属病院  
医療安全管理委員会

(医療安全管理に関する基本的考え方)

第1 日本大学松戸歯学部附属病院(以下「本院」という。)は、次に掲げる「医療安全管理体制構築(医療事故防止)のための基本的な考え方」に基づき、医療の質の向上および本院の基本理念である「先端の研究・技術による“医学的歯学”治療の提供」を実践するため、人は過ち(あやまち)を起こすという前提に立ち、それを誘発しない環境や患者への障害に発展しない体制の構築を実現する。

【医療安全管理体制構築(医療事故防止)のための基本的な考え方】

- 1 常に危機意識を持つとともに、疑問をもったまま業務にあたらぬ。
- 2 患者本位の医療に徹する。
- 3 総ての医療行為・院内業務において、確認・再確認等を徹底する。
- 4 患者とのコミュニケーションとインフォームドコンセントに配慮する。
- 5 電子カルテ等の診療記録は正確かつ適切に経時的に入力する。
- 6 総ての従事者間において情報の共有化と連携を図る。
- 7 医療事故防止への組織的、系統的な管理体制の構築につとめる。
- 8 自己の健康管理と職場のチームワークの充実につとめる。
- 9 上席者が率先して意識改革を行ない実践する。
- 10 教育・研修体制の整備を行ない、その充実を図る。

※なお、本院は標準予防策に則る院内感染対策を、医療安全対策と分離せず、これらを医療安全管理として包括的に実施する。

(医療安全管理に係る体制確保のための組織等)

第2 本院の安全管理体制の確保及び推進のため、以下に掲げる組織、人員等を設置・配置する。なお、以下の組織ならびに人員は本院の医療安全体制を確保するために連携を図る。

- ・ 医療安全管理室を設置し、医療安全管理責任者、医療安全管理責任者、院内感染管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者を配置する。
- ・ 医療安全管理委員会を設置し、その下部組織として医療事故防止対策専門委員会(リスクマネージャー委員会)ならびに院内感染予防対策専門委員会(ICT)を設置する。

(医療安全管理に係る職員の教育・研修)

第3 本指針に併せて、「医療安全管理マニュアル」、「院内感染対策マニュアル」および「医療安全・感染管理ポケットマニュアル」を策定し、医員、職員（臨床研修医を含む）、院内学生（歯科衛生士専門学校生を含む）等へ周知するとともに、安全管理に関する組織的な研修を計画的に実施し、その質的向上を目指す。

(医療事故発生時の対応)

第4 医療事故が発生した場合には、医療側の過失によるか否かを問わず、患者に対して医療上最善の処置を行い、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また、本院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要な情報・資材・人材を提供する。

(医療事故発生時の報告)

第5 前項の目的達成のため、事故の状況、患者の現在の状態等を、上席者を通じてあるいは直接に病院長等へ迅速かつ正確に報告を行い、病院長は、必要に応じて委員長に医療安全管理委員会を緊急招集・開催させ、対応を検討させるものとする。なお、報告を行った医員ならびに職員は、その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

(医療事故発生時の患者等への説明)

第6 事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。なお、説明を行った職員は、その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。

(医療事故等の報告及び改善策の立案)

第7 医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広くインシデントならびにアクシデントレポートにより医療事故情報等を収集・調査・分析を行い、必要に応じ改善策の策定及びその実施状況の評価を速やかに行なうものとする。

(当該指針の閲覧)

第8 本指針については、日本大学松戸歯学部付属病院のホームページに掲載するものとする。

(患者相談に関する基本方針)

第9 患者やその家族からの苦情及び相談については、患者相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入退院ならびにそれに関連する医療または保健福祉等に関するもの及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ適切に対応する。この際、患者相談窓口担当者は医療事故防止対策専門委員会と連携を図るものとする。

(その他)

第10 医療安全の推進のため、第3項に規定する「医療安全管理マニュアル」、「院内感染対策マニュアル」および「医療安全・感染管理ポケットマニュアル」について継続的に見直しを行い、改訂内容については、職員への周知徹底を速やかに行なう。

第11 他の医療機関等の安全対策や医療事故等についても、有用な情報収集を行うとともに、公益財団法人医療機能評価機構をはじめ医療安全対策の推進を図る関係機関への報告を行う。